

◎農耕作業用自動車等の申告・納税について

農耕作業用自動車（乗用装置のあるトラクタ・コンバイン・田植機・薬剤散布車等）やフォークリフト等は、公道を走行する・しないに関わらず、小型特殊自動車として軽自動車税の課税対象であり、該当した車両を取得した方は、「軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書」による申告が必要ですので、速やかに税務課（本庁1階15番窓口）又は各支所、鞆淵出張所にて申告し標識（ナンバープレート）の交付を受けてください。

また、新たに購入や譲受した農耕作業用自動車等については、申告せずにナンバープレートを付け替えるのではなく、旧車両の廃車申告（ナンバープレートの返還）を行い、新たに登録申告（ナンバープレートの交付）をする必要がありますので、正しい申告をお願いします。

なお、最高速度が時速35キロメートル以上のものは大型特殊自動車となり、和歌山運輸支局（電話番号 050-5540-2065）でお手続きをしてください。

●申請手続き

軽自動車の種類	手続き場所	登録申告に必要なもの	廃車申告に必要なもの	名義変更に必要なもの
小型特殊自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務課 （本庁1階15番窓口） ・ 各支所 ・ 鞆淵出張所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記①②③のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ①販売証明証 ②譲渡証明証 ③廃車証明証（過去に廃車した車両を再度登録する場合） ・ 車両全体の写真又はカタログ ・ 車名と製造番号又は車台番号が確認できる写真 ・ 本人確認書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナンバープレート ・ 標識交付証明書 ・ 本人確認書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車名と製造番号又は車台番号が確認できる写真 ・ 譲渡証明書 ・ 本人確認書類

※販売証明証や標識交付証明書等を紛失等しているときは、税務課にお問い合わせください。

※ナンバープレートの交付には、手数料は必要ありません。（無料です。）

●税額

農耕用作業用自動車は1台につき年額2,000円、その他の小型特殊自動車は1台につき年額5,900円となり、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

●不申告等に関する過料

正当な理由なく申告又は報告をしなかった場合は、紀の川市税条例に基づき10万円以下の過料が科せられます。

●小型特殊自動車の区分

区分	小型特殊自動車	
	農耕作業用	その他
全長	制限なし	4.7メートル以下
全幅	制限なし	1.7メートル以下
全高	制限なし	2.8メートル以下
総排気量	制限なし	制限なし
最高速度	時速35キロメートル未満	時速15キロメートル以下
構造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農耕トラクタ ・刈取脱穀作業車（コンバイン） ・ 乗用型田植機 ・ 農業用薬剤散布車 ・ 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フォークリフト等 ・ 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車 ・ 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車
税額	2,000円	5,900円

お問い合わせ先
税務課 市民税班
TEL 0736-77-2511
FAX 0736-77-3125